

平成26年4月入学

宇都宮大学大学院工学研究科  
博士後期課程第三次学生募集要項

一 般 選 抜  
推 薦 特 別 選 抜  
社 会 人 特 別 選 抜  
外 国 人 留 学 生 特 別 選 抜

宇都宮大学大学院工学研究科

〒321-8585 宇都宮市陽東7-1-2

電 話 028-689-6003

FAX 028-689-6019

## 工学研究科（博士後期課程）

### I アドミッションポリシー（入学者選抜方針）

- ・ 基本原理を深く追求し、人類にとって新しく、有用な知識・技術を獲得したい人
- ・ 新しい世界を切り開く創造的研究に夢中になれる人
- ・ 広い視野で科学技術の社会への貢献を考えたい人
- ・ 専門分野についての知識と研究能力を持つ人
- ・ 専門分野について国際的なコミュニケーション能力を持っている人

### II 求める学生像

- ・ 独創性の高い創造能力および柔軟な応用力のある学識，さらには広い国際感覚を備え産業界において指導的立場で活躍できる人
- ・ 1つの専門分野だけでなく，他分野に対する幅広い知識と深い実力を備えた人間性豊かで，常に新しく発展する分野へ積極的に対応できる人

# 平成26年4月入学

## 宇都宮大学大学院工学研究科博士後期課程第三次学生募集要項

### 1. 募集人員

専攻名	募集人員
システム創成工学	若干名

注) 募集人員の中には、推薦特別選抜、社会人特別選抜及び外国人留学生特別選抜を含みます。

### 2. 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を取得した者及び入学時までに取得見込みの者
- (2) 外国において、日本の修士の学位又は専門職学位に相当する学位を取得した者及び入学時までに取得見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を取得した者及び入学時までに取得見込みの者
- (4) 日本国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を取得した者及び入学時までに取得見込みの者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
  - 1) 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
  - 2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (6) 工学研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認める者で、入学時までに24歳に達する者

注) (5)により出願しようとする者は、平成26年1月27日（月）までに、必ず工学部・工学研究科学生係へ問い合わせてください。なお、(6)により出願しようとする者は、8頁の「出願資格(6)の認定について」を参照してください。

### 3. 出願手続

#### (1) 出願期間

平成26年2月10日（月）から2月13日（木）まで（祝日は除く）。受付時間は、9時から16時までとします。

#### (2) 提出先

〒321-8585 宇都宮市陽東7-1-2 宇都宮大学工学部・工学研究科学生係

なお、郵送する場合は、封筒の表に「大学院博士後期課程入学願書在中」と朱書きしてください。

#### (3) 注意事項

志願者は、出願手続をする前に、あらかじめ志望指導教員に連絡を取っておいてください。

#### 4. 出願書類等

出 願 書 類	注 意 事 項
志願票・受験票・写真票	<p>本学所定の用紙を用い、必要事項を記入する。 出願前3か月以内に撮影した上半身・無帽・正面向きの写真(4×3cm)を受験票及び写真票に貼ってください。 社会人特別選抜志願者は、出願前に、希望指導教員の許可を得た上で、志願票に確認印を受け、提出してください。</p>
推 薦 書	<p>出身大学の学長、学部長(研究科長)又は専攻長等が作成のうえ厳封されたもの。(推薦特別選抜で出願する者のみ。)</p>
成 績 証 明 書	<p>出身大学の学長又は学部長(研究科長)が作成のうえ厳封されたもの。 ① 出願資格(1)、(2)又は(3)のいずれかにより出願する者は、大学院修士課程又は博士前期課程の成績証明書 ② 出願資格(5)又は(6)により出願する者は、最終学校の成績証明書</p>
修士課程修了(見込)証明書	<p>出身大学作成のもの。 ただし、本研究科博士前期課程(修士課程)修了(見込)者は不要です。</p>
TOEIC又はTOEFLのスコア(一般選抜、外国人留学生特別選抜で出願し、英語試験成績代用を希望するもの)	<p>選抜試験日から過去2年以内に受験したTOEIC又はTOEFL(PBT, CBT, iBT)スコアを証明する書類を提出してください。団体特別受験等のTOEIC(IP), TOEFL(ITP)などのスコアは不可です。 ・TOEICの場合: Official Score Certificateを提出 ・TOEFLの場合: Official Score Reportを宇都宮大学機関コード「7976」に送付するように手続きをしてください。なお、Examinee Score Recordの提出でも結構です。 出願前に原本を工学部・工学研究科学生係に持参すれば、そのコピーも可とします。また、出願時に原本を提出できない場合は、工学部・工学研究科学生係に相談してください。</p>
修 士 の 学 位 論 文 等	<p>① 修士の学位論文を提出した者は、学位論文の写し及びその要旨(本学所定の用紙を用い2000字以内、英語の場合は1000 words 以内) ② ①以外の者は、研究経過報告書(本学所定の用紙を用い2000字以内、英語の場合は1000 words 以内) なお、上記の①あるいは②に加えて公表論文・研究業績がある場合は論文等の写し及び研究業績調書(本学所定用紙)を提出してください。</p>
研 究 計 画 書	<p>本学所定の用紙を用いてください。</p>
入 学 検 定 料	<p>30,000円・・・本学所定の銀行振込用紙を用い、本学の取引銀行(足利銀行・栃木銀行・みずほ銀行)のいずれかの口座に振り込むこと。ただし、ATMは使用しないこと。なお、その際振込銀行から発行される「振込受付証明書」を受け取り「入学志願票」の所定の欄に貼付してください。 ただし、本学博士前期課程(修士課程)から引き続き博士後期課程へ志願する者には不要です。</p>

出 願 書 類	注 意 事 項
そ の 他	① 受験許可書（本学所定の用紙） 他大学大学院博士（後期）課程に在籍中の者は、当該大学院が発行したもの、社会人特別選抜にあっては勤務先の所属長が発行したものを提出してください。 ② 日本国籍を有しない者は、住民票の写し（在留期間・在留資格を明記したもの）を提出してください。 ③ 受験票送付用封筒（長3） 住所及び氏名明記，380円切手（簡易書留郵送料）を貼付してください。ただし、願書を持参する場合は不要です。

## 5. 選抜方法及び期日

入学者の選抜は、学力検査（筆記試験，口述試験），面接及び出願書類を総合して行います。ただし、推薦特別選抜及び社会人特別選抜は筆記試験を課しません。

### 【一 般 選 抜】

#### (1) 学力検査

##### ①筆記試験 専 門

英 語（配点50点，TOEIC又はTOEFLスコアでの代用が可能です。）

##### ②口述試験 修士論文及び研究計画等について行います。

##### ③面 接

TOEIC及びTOEFLスコアからの英語試験成績換算表

試験種別	スコア範囲	本学英語試験換算点
TOEIC	200点以下	0点
	200<スコア<730	0.078×(スコア-100)
	730点以上	50点
TOEFL (iBT)	23点以下	0点
	23<スコア<80	0.7×スコア-6
	80点以上	50点

TOEFL (PBT)，TOEFL (CBT)，TOEFL (iBT)間の換算にはTOEFL換算表を用います。

[http://www.ets.org/Media/Tests/TOEFL/pdf/TOEFL\\_iBT\\_Score\\_Comparison\\_Tables.pdf](http://www.ets.org/Media/Tests/TOEFL/pdf/TOEFL_iBT_Score_Comparison_Tables.pdf)

#### (2) 試験の日時

平成26年2月19日（水）

筆記試験 専 門・英語

9:00～

口述試験及び面接

13:00～

#### (3) 試 験 場

宇都宮大学工学部・工学研究科内

#### (4) 合格発表

平成26年2月27日（木）10時（予定）に本学部・工学研究科掲示板にて発表するほか、本人にも通知します。

また、合格者発表専用URL「<http://nyushi.utsunomiya-u.ac.jp/>」においても合格者の受験番号を掲載します。これは情報提供サービスの一環で行うものですので、必ず合格通知書又は学内の掲示により確認してください。（システム障害等がない場合、工学部・工学研究科掲示板に発表30分後に掲載します。）なお、電話等による合否の照会には一切応じません。

## 【推薦特別選抜】

出願資格（１）に該当する者で、次の推薦要件の各号を満たす者を対象として行います。

### 推薦要件

- 1 学業成績が優秀である者
- 2 専攻長等が責任をもって推薦できる者で、合格した場合には入学することを確約できる者

#### (1) 学力検査

- ① 口述試験 研究論文等及び研究計画等についての発表、専門に関する試問を行います。
- ② 面接

#### (2) 試験の日時

平成26年2月19日（水） 口述試験及び面接 9:00～

#### (3) 試験場

宇都宮大学工学部・工学研究科内

#### (4) 合格発表

平成26年2月27日（木）10時（予定）に本学部・工学研究科掲示板にて発表するほか、本人にも通知します。

また、合格者発表専用URL「<http://nyushi.utsunomiya-u.ac.jp/>」においても合格者の受験番号を掲載します。これは情報提供サービスの一環で行うものですので、必ず合格通知書又は学内の掲示により確認してください。（システム障害等がない場合、工学部・工学研究科掲示板に発表30分後に掲載します。）なお、電話等による合否の照会には一切応じません。

## 【社会人特別選抜】

出願前に希望する指導教員と連絡をとり、受入の許可を得ることが必要です。また、出願時において企業等に勤務している場合は、所属長の許可も必要となります。

なお、工学研究科博士後期課程では、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用し、授業を夜間の時間帯等にも開講し、社会人学生の受講に便宜を図っています。（9頁を参照してください。）

#### (1) 学力検査

- ① 口述試験 研究論文等及び研究計画等についての発表、専門に関する試問を行います。
- ② 面接

#### (2) 試験の日時

平成26年2月19日（水） 口述試験及び面接 9:00～

#### (3) 試験場

宇都宮大学工学部・工学研究科内

#### (4) 合格発表

平成26年2月27日（木）10時（予定）に本学部・工学研究科掲示板にて発表するほか、本人にも通知します。

また、合格者発表専用URL「<http://nyushi.utsunomiya-u.ac.jp/>」においても合格者の受験番号を掲載します。これは情報提供サービスの一環で行うものですので、必ず合格通知書又は学内の掲示により確認してください。（システム障害等がない場合、工学部・工学研究科掲示板に発表30分後に掲載します。）なお、電話等による合否の照会には一切応じません。

## 【外国人留学生特別選抜】

出願資格(1), (2)又は(4)の出願資格に該当する外国人留学生を対象として行います。ただし、日本の大学を卒業し、さらに日本の大学院を修了した者は、この特別選抜には出願できないので一般選抜により出願してください。

### (1) 学力検査

- ① 筆記試験 英語（配点50点、TOEIC又はTOEFLスコアでの代用が可能です。）ただし、国費外国人留学生（研究留学生）及び外国政府派遣留学生については、筆記試験（英語）を免除します。
- ② 口述試験 研究論文等及び研究計画等についての発表、専門に関する試問を行います。
- ③ 面接

### (2) 試験の日時

平成26年2月19日（水）	筆記試験 英語	9:00～
	口述試験及び面接	筆記試験終了後

### (3) 試験場

宇都宮大学工学部・工学研究科内

### (4) 合格発表

平成26年2月27日（木）10時（予定）に本学部・工学研究科掲示板にて発表するほか、本人にも通知します。

また、合格者発表専用URL「<http://nyushi.utsunomiya-u.ac.jp/>」においても合格者の受験番号を掲載します。これは情報提供サービスの一環で行うものですので、必ず合格通知書又は学内の掲示により確認してください。（システム障害等がない場合、工学部・工学研究科掲示板に発表30分後に掲載します。）なお、電話等による合否の照会には一切応じません。

## 6. 入学手続

### (1) 入学手続期間

平成26年3月26日（水）から3月27日（木）までとします。

なお、期間内に入学手続をしなかった者は、入学辞退者とします。

### (2) 詳細は、合格通知とともに送付します。

## 7. 入学料及び授業料等

### (1) 入学料及び授業料等

入学料	282,000円
授業料	535,800円（年額）

※ 入学料及び授業料は予定額ですので、改定されることがあります。

※ 在学中に授業料が改定された場合には、改定時から新授業料が適用されます。

※ 授業料は、半期分（267,900円）をそれぞれ指定期日までに納付してください。

### (2) 学生教育研究災害傷害保険及び賠償責任保険料（3年間分）〔平成25年4月現在〕 3,620円

## 8. 入学料・授業料の免除及び徴収猶予

(1) 特別な事情により学費の納入が困難であると認められた場合には、入学料又は授業料を免除もしくはそれらの一部を免除することがあります。

(2) 所定の期日までに入学料又は授業料の納入が困難であると認められた場合には、入学料又は授業料の徴収を一定期間猶予することがあります。

詳細は、本学部・工学研究科学生係に相談してください。

## 9. 疾病・負傷や身体障害による受験上及び修学上の特別措置に関する事前相談

疾病・負傷や身体障害等のために、受験上及び修学上特別な措置を必要とする場合は、1月30日（木）までに工学部・工学研究科学生係へ相談してください。

## 10. 注 意 事 項

- (1) 学生募集に関する照会は、宇都宮大学工学部・工学研究科学生係において受け付けます。郵便で照会する場合は、返信用封筒（80円切手貼付）を同封してください。
- (2) 学生募集要項を郵送で希望する場合は、封筒の表に「大学院博士後期課程学生募集要項請求」と朱書し、240円切手を貼付した住所及び氏名明記の返信用封筒（角2）を同封のうえ請求してください。
- (3) 出願手続終了後は、提出書類の変更、入学検定料の返戻はしません。
- (4) 出願者に対する宿泊施設の斡旋はしません。
- (5) 試験当日は、筆記試験開始後30分までに試験室に入室した者については、受験を許可しますが、試験時間の延長は認めません。
- (6) 出願資格（1）（2）（3）（4）の取得見込みにより出願した者が入学試験に合格した時は、入学するまでに「学位記」の写し又は「学位授与証明書」を提出してください。
- (7) 出願資格（1）（2）（3）（4）の取得見込みにより出願したが、入学するまでに修士の学位、専門職学位又は専門職学位に相当する学位を授与されなかった場合は、合格を取り消します。

## 11. 日本学生支援機構奨学金

奨学金を希望される方は、本学ホームページをご覧ください。

[http://www.utsunomiya-u.ac.jp/campuslife/scholarship\\_kikou.html](http://www.utsunomiya-u.ac.jp/campuslife/scholarship_kikou.html)



# 出願資格(6)の認定について

## 1. 資格審査の対象者

次の(1)又は(2)に該当する者

(1) 学士の学位を有し、次の要件を満たす者

- ① 大学を卒業した後、大学、研究所等で2年以上研究に従事した者又は科学、技術関連分野で、2年以上業務経験を有する者
- ② 著書、学術論文、学術講演、学術報告、及び特許などにおいて修士の学位論文と同等以上の価値があると認められる業績を有する者

(2) 短期大学、高等専門学校、専門学校、専修学校、各種学校の卒業者及びその他の教育施設の修了者等で、次の①～③のいずれかに該当し、④の要件を満たす者

- ① 短期大学専攻科又は高等専門学校専攻科を修了している者で、大学、研究所等で2年以上研究に従事した者又は科学・技術関連分野で2年以上の業務経験等を有する者
- ② 短期大学、高等専門学校、専門学校の卒業者等大学編入学資格を有する者で、大学、研究所等で4年以上研究に従事した者又は科学・技術関連分野で4年以上の業務経験等を有する者
- ③ 大学編入学資格を有していない専修学校、各種学校の卒業者及びその他の教育施設の修了者等で、大学、研究所等で6年以上研究に従事した者又は科学・技術関連分野で6年以上業務経験を有する者
- ④ 著書、学術論文、学術講演、学術報告及び特許などにおいて、修士の学位論文と同等以上の価値があると認められる業績を有する者

## 2. 申請方法等

資格審査対象者は出願資格の審査を行いますので、審査に必要な書類等を期日までに提出してください。

(1) 提出書類等

提出書類等	資格審査(1)	資格審査(2)	備考
	該当者	該当者	
入学試験出願資格認定審査申請書	○	○	本学所定用紙
入学希望理由書		○	本学所定用紙
経歴書	○	○	本学所定用紙
学術論文等の要旨・研究経過報告書	○	○	本学所定用紙
研究業績調書	○	○	本学所定用紙
論文の写し等	○	○	
最終学校の成績証明書		○	
最終学校の卒業(修了)証明書	○	○	
返信用封筒(長3)	○	○	住所氏名を明記し、350円切手貼付

(2) 申請受付期間

平成26年1月27日(月)から1月30日(木)までに工学部学生係に提出してください。  
なお、申請受付期間内に申請が間に合わない場合は、工学部学生係にお問い合わせください。  
また、本申請期間以前に出願資格を有すると認められた者は、その旨平成26年1月30日(木)までに工学部学生係へお知らせください。

## 3. 審査結果等

(1) 審査は、宇都宮大学大学院工学研究科において行い、結果は、平成26年2月5日(水)までに本人あて通知します。

(2) 出願資格を有すると認められた者は、平成26年2月10日(月)から2月13日(木)16

時まで（祝日は除く）に所定の出願手続をしてください。

## 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例について

近年、大学院における社会人研究者、技術者等の指導的な役割を果たし得る高度な技術者の養成が求められているが、通常の方法を実施した場合、社会人研究者、技術者等はその勤務を離れて就学することが必要となるため、大学院教育を受ける機会が制約されがちです。

このため、大学院設置基準第14条では、「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」旨規定されて、社会人研究者、技術者等の就学に特別措置を行うことができるよう配慮がなされています。

これを踏まえ、本学研究科では、大学院での履修を希望する社会人研究者、技術者等に対し大学院設置基準第14条に定める特例による教育を実施しています。

### ※教育方法の特例の概要は次のとおりです。

1. 教育方法の特例の適用を受けることができる期間は、原則として3年間とします。
2. 第14条適用に係る授業の時間帯は原則として、平日の11・12時限(17:50~19:20)及び土曜日の1・2時限(8:50~10:20)から9・10時限(16:10~17:40)の間に行います。
3. 履修計画及び研究計画書は、指導を希望する教員と相談のうえ、作成してください。
4. 博士論文作成等のための研究活動は、指導教員が、論文の作成が十分進展しており、企業等に研究に係る優れた施設や設備があり、それを利用の方が効果が上がると認める場合は、勤務する企業等においても行うことができます。

### ※教育の特例を希望する者の手続

あらかじめ指導を希望する教員と相談のうえ、履修計画等を定め提出してください。

## 長期履修学生制度について

この制度は、職業を有していること等による修学の困難さに対して、標準修業年限(3年)を超えて一定期間(最長6年)にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了できるようにするものです。教育課程表や履修すべき総単位数は3年で修了するものと同じであるから、単年度の時間的負担は相当軽減されることとなります。

長期履修学生として認められると、通常3年の大学院修了年限のところを、例えば4年間で修了することができます。この間の授業料は、3年分を4年に分割して納入することとなります。すなわち3年間(6学期)の授業料を4年間(8学期)に分割して納めるために、年当たりの負担額は少なくなります。(ただし、授業料が改訂された場合は、改定後の金額を基に再計算されます。)

長期履修学生として認められるためには、宇都宮大学長に必要書類を添付の上、申請して許可を得ることが必要となります。

なお、状況の変化により長期履修期間で修了できない場合には、その長期履修期間を含めて9年まで在学できます。このうち長期履修期間を超えた期間については、留年扱いとなって、通常の授業料が適用されることとなります。また、在学中に新規申請したり、許可された長期履修期間を1回に限り延長(4年を5年に)または短縮(5年を4年に)することもできます。

これらの申請期間は、以下のとおりです。

### 1. 新規申請

- ① 入学時に申請する場合・・・当該入学年度開始前の3月の入学手続き期間中
- ② 在学中に申請する場合・・・長期履修開始前年度の2月末日まで

### 2. 長期履修期間の延長及び短縮

長期履修期間の延長を希望する場合は許可されている長期履修期間が終了する月の前月末日までに、短縮を希望する場合は修了を予定する月の前月末日までに長期履修期間変更願を提出してください。

本制度に関する問い合わせは、工学部・工学研究科学生係において受け付けます。なお、詳細については、合格者に対し改めて通知します。

### 【参考】

宇都宮大学大学院長期履修学生規程(抜粋)

(長期履修期間)

第5条 長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間(以下「長期履修期間」という。)は、原則として1年単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 入学者のうち長期履修学生として認められた者については、修士課程及び博士前期課程にあっては4年以内とし、博士後期課程にあっては6年以内とする。
- 二 在学途中から長期履修学生として認められた者の長期履修期間は、未修学年数の2倍に相当する年数以内とする。

(延長及び短縮)

第7条 許可された長期履修期間の延長又は短縮は1回限りとし、当該研究科委員会が必要と認めた場合に限り、半年単位とすることができるものとする。なお、長期履修期間変更願の提出期限は、別に定める。